公立大学法人島根県立大学の役員報酬支給基準の変更について

1.改正する規程

公立大学法人島根県立大学役員報酬規程

2. 改正の理由

- (1) 平成19年10月18日付けで県人事委員会から職員の給与に関する勧告が出され、県が特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の改正を行ったことに伴い、これに準じた役員に対する期末手当支給月数の改正を行った。
- (2) 県が財政健全化のための取組として、知事等の給与の減額率及び減額期間を改正したことに伴い、これに準じた役員報酬の減額率及び減額期間の改正を行った。

3.施行日

平成19年12月1日(給与の減額については、平成20年4月1日から施行)

4. 改正の概要

(1) 期末手当支給月数の改正

		改 正 前			改正後		
		6月	12 月	計	6月	12月	計
H19	支給月数	1.6 月	1.75 月	3.35 月	1.6 月	1.6 月	3.2 月
H20 ~	支給月数	1.6 月	1.75 月	3.35 月	1.5 月	1.7 月	3.2 月

(2) 報酬の減額率及び減額期間の改正

	改正前	改正後
減額率	1 5 %	1 5 % (~ H20.3.31)
		1 8 % (H20.4.1 ~)
減額期間	H19.4.1 ~ <u>H20.3.31</u>	H19.4.1 ~ <u>H24.3.31</u>

5.改正後全文 別紙のとおり

(別紙)

公立大学法人島根県立大学役員報酬規程(改正後全文)

平成 19年4月1日 規程第17号

- この規程は、公立大学法人島根県立大学(以下「法人」という。)の役員の報 第 1 条 酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (報酬の種類)
- 役員の報酬は、常勤の役員については給料、通勤手当及び期末手当とし、非常 勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

- 3条 常勤の役員の報酬の支給日については、公立大学法人島根県立大学職員給与規程(平成 19 年規程第 23 号。以下「職員給与規程」という。)第3条の規定の例によ
- 非常勤役員手当の支給日については、公立大学法人島根県立大学非常勤職員給与規程(平成 19 年規程第 34 号) 第 3 条の規定の例による。 (給料)
- 第4条 <u>給料</u>の月額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 理事長1,066,000円(2) 副理事長784,000円

(通勤手当)

第 5 条 役員の通勤手当については、職員給与規程第23条の規定の例による。

- 6条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に法人 に在籍する役員に対して支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員 第6条
- についても、同様とする。 2 期末手当の額は、基準日現在(基準日前1か月間以内に退職し、 又は死亡した役員 にあっては、その退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき給料 月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場 合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月100分の100
 - (2)5 か月以上 6 か月未満 1 0 0 分の 8 0
 - (3)3か月以上5か月未満100分の60
- (3) 3 か 月 未満 1 0 0 分の 3 0 3 前項の期末手当の額は、島根県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び 当該役員の職務の実績を勘案して、同項に規定する期末手当の額の 1 0 0 分の 1 0 の 範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。 4 職員給与規程第 1 7 条第 2 項及び第 3 項の規定は、役員の期末手当について準用す

る。 (非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額30,00円とする。

(重複給与の禁止)

- 第8条 役員が職員を兼ねる場合(理事長が教授を兼ねる場合を除く。)は、役員の報 酬は支給しない。 準用)
- この規程に定めるもののほか、報酬の支給方法については、職員給与規程の適 用を受ける職員の例による。

則

(施行期日)

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この版程は、十成19年4月1日から施行する。 給与の特例) 〔 一部未施行〕 平成19年4月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間、給料の月額は、第4条の 規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に<u>100分の18</u>を乗じて得た額を減 じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額 とする。

(施行期日)

- この改正は、平成19年12月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定 は、平成20年4月1日から施行する。 (平成19年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 平成 1 9 年 1 2 月に支給する期末手当に関する改正後の第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 7 0 」とあるのは、「1 0 0 分の 1 6 0 」とする。